

## 教育民生建設観光委員会会議録

1. 日 時 平成25年6月17日(月曜日)  
午前9時28分～午前10時32分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 岩本明央委員長 俵 薫 副委員長  
徳並伍朗委員 荒山光広委員  
下井克己委員 萬代泰生委員  
岡山隆委員 秋枝秀稔委員  
猶野智和委員 秋山哲朗議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員  
石田淳司 議会事務局長 岡崎基代 議会事務局補佐  
大塚 享 議会事務局係長
6. 説明のため出席した者の職氏名  
村田弘司 市長 林 繁美 副市長  
永富康文 教育長 篠田洋司 市長統合戦略局長  
山田悦子 教委事務局長 西山宏史 市民福祉部市民課長  
三浦洋介 市民福祉部地域福祉課長 伊藤康文 建設経済部長  
松野哲治 建設経済部次長 西田良平 建設経済部農林課長  
河村充展 建設経済部商工労働課長 藤澤和昭 総合観光部長  
繁田 誠 総合観光部観光総務課長 綿谷敦朗 総合観光部観光振興課長  
末藤勝巳 農業委員会事務局長 西岡博和 消防長  
斉藤光雄 消防本部次長

午前9時28分開会

委員長（岩本明央君） 皆さんおはようございます。只今より教育民生建設観光委員会を開会いたします。先の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案8件につきまして審査をいたしますので、ご協力よろしくお願いたします。

市長さん、何かございますか。

市長（村田弘司君） いえ、ございません。よろしくお願いたします。

委員長（岩本明央君） 秋山議長さん。

議長（秋山哲朗君） 特にございません。よろしくお願いたします。

委員長（岩本明央君） 各議員さん何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは最初に議案第6号美祢市子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、三浦地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（三浦洋介君） それでは議案書の6-1ページをお開き願います。議案第6号美祢市子ども・子育て会議条例の制定についてでございます。

本議案は、平成24年8月10日に子ども・子育て関連3法が可決・成立し、同8月22日公布され、この3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月1日からスタートする予定でございます。

そして、この子ども・子育て関連3法のひとつであります子ども・子育て支援法が本年4月1日から施行されております。

国においては、既に4月1日子ども・子育て会議が設置されており、同法第77条の規定により地方版子ども・子育て会議の設置が努力義務として課されていることから、本市においても市の合議制の機関として、美祢市子ども・子育て会議を条例により制定するものでございます。

なお、この条例は、平成25年7月1日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願申し上げます。

委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 議案第6号美祢市子ども・子育て会議条例の制定、7月1日から施行ということであります。今回この条例の中に子ども・子育て会議は委員20名以内をもって組織すると記述しております。そういったことで委員20名以内とすることでもありますけれども、今回の委員については女性の委員が中心となると思っておりますけれども、女性が何人、また男性が何人、その構成についてはある程度決まってるかどうか、もしわかっておれば、わかってる範囲以内でお知らせ願いたいと思います。

委員長（岩本明央君） はい、三浦地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（三浦洋介君） 岡山委員の御質問にお答えいたします。只今の委員の構成メンバー、男女の各人数と言いますか、の件でございますけれども現在、鋭意努力して委員にお願いを差し上げている段階で、現時点で女性が何名、男性が何名という固まった数字は現在持ち合わせていません。

7月1日施行に向けて、今後各団体と協議を重ねて詰めているところでございまして、現段階では男女別の人数等については、まだ決定しておりませんので、そのあたりでご理解を頂ければと思っております。以上です。

委員長（岩本明央君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 7月1日から施行ということで、時間的にもそんなに多く残ってるわけではありませぬので、この辺については早急に人選等をして頂きたいと思っております。女性が目線での子ども・子育て会議ということありますから、女性が中心、男性もわずか入ってくるのではないかと、このように思っておるところであります。

委員の任期につきましては、2年とするということで再任は妨げないということで、第4条に記述されておりますけれども、せっかくこういった子ども会議等に出られて、発言が、多分女性の方などは出られたら、必ず発言されると思っておりますけれども、心配なのは、よくいろんな審議会でも発言がほとんど出られてなかったということもあるわけですね。そういった面でそういった発言が2年間なかった場合、おられるだけでも存在意義というのはかなりあるんですけれども、その辺についての捉え方というのはどうなんでしょうか。発言がなかった場合、再任ということもまた妨げないとありますけれども、その辺の考え方についてはどうなんでしょうか、お尋ねします。

委員長（岩本明央君） はい、三浦地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（三浦洋介君） 岡山委員の御質問にお答えいたします。発言がなかった場合再任ということのお話でございますけども、執行部といたしましても、発言をして頂くように、こちらも項目というか、協議内容等につきましては、具体的な項目等つくりまして、氏名ということは今のところどうなるかわかりませんが、自由な討論の中で、具体的に発言しやすい会議の状況をこちらのほうからつくっていったら、なるべくそういう発言しやすい会議にしていきたいとこのように今のところ考えております。以上です。

委員長（岩本明央君） 岡山委員いいですか。そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第6号美祢市子ども・子育て会議条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、西山市民課長。

市民福祉部市民課長（西山宏史君） 議案第7号について御説明を申し上げます。議案第7号は、美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、地方税法の一部改正と同様の改正を美祢市国民健康保険税条例において行うものであり、主な改正点は次の二つであります。

行政手続法は行政手続の一般通則として、申請に対して処分を行う際は審査基準を定めておくこと、あるいは申請を拒否する場合は同時にその理由を示すこと、また不利益処分を行う際には、同時にその理由を示すこと等を定めておりますが、地方税法は、同法第18条の4の規定により、これら申請に対する処分や不利益処分を行う際の行政手続法の求める手続は適用されないことを自ら規定しておりました。しかし、平成25年1月1日施行で改正された地方税法では、申請に対する処

分と不利益処分に関する行政手続法上の諸手続のうち、申請を拒む場合の理由の提示、不利益処分をする場合の理由の提示については、行政手続法を適用することになりました。

この改正を受け、同様に美祢市行政手続条例の適用を除外する規定がある美祢市国民健康保険税条例についても、申請を拒む場合の理由の提示、不利益処分をする場合の理由の提示を適用除外としない旨の改正を行うものであります。

次に、この度の地方税法の改正により、東日本大震災により居住用家屋が滅失等により住めなくなった者の相続人、これは当該家屋に居住していたものに限りますが、当該家屋の敷地であった土地を譲渡した場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の扱いにできるとの課税特例が設けられ、平成26年1月1日より施行される予定となっております。

これを受け、地方税法と同様の規定がある美祢市国民健康保険税条例についても同様の課税特例を設ける改正を行い、平成26年1月1日から施行するものであります。以上でございます。

委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、荒山委員。

委員（荒山光広君） 今るる説明がございましたけども、なかなか行政用語が多くてよく内容についてわからないんですが、具体的にどのように変わるのか、この条例の改正によって、国民健康保険税を払われる方に対する影響が具体的にどのようにあるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

委員長（岩本明央君） はい、西山市民課長。

市民福祉部市民課長（西山宏史君） まず1点目の改正でございます。これまで地方税法と同じように、国民健康保険税条例におきましても、被保険者の方から申請を受け付けて、それが要件に該当せずに申請を拒む場合が実務上ございました。あるいは不利益な処分を課すということも、一番わかりやすいのが差し押さえ等でありますけども、そういう被保険者の方、市民の方にとって、平たく申しますと面白くないことをする際には、なんの通告もなしに一方的にやったらいいませんよという行政手続法の規定をですね、やはり地方税法のみならず国保税条例にもそれを適用しようということで、申請を拒む場合、あるいは不利益な処分をする場合はきち

んと説明をさせていただいて、その処分をやりましょうということが条例上明記されたというふうに私ども考えております。

ただこれまでも、そういう申請を拒む場合、あるいは不利益な処分をさせていただく場合は、きちんと筋のとあった説明させていただいた後にそういう処分をするというのが、条例にあるいは法に命令されなくても、私ども職員は、そのことは心がけてやっておったつもりですし、今回の改正の1点目が条例上それが明らかにされたといえますか、そういうものだとして私どもでは受け止めようとしております。1点目については以上でございます。

それと2点目、東日本大震災の関係でございますが、大震災の被災者の救済の目的、全国的にはですね、地方税法あるいは国保税条例の改正に足並みを揃えるものでございます。委員さんも御推察されてると思いますけども、私どもにおいては、該当事例は現実的には想定してないというところがございます。以上でございます。

委員長（岩本明央君） よろしいですか。そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第7号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてを採決をいたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に議案第8号美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） それでは議案第8号につきまして御説明いたします。議案書の8-1ページ、それから参考資料の14ページをお願いいたします。

議案第8号美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの設置及び管理に関する条

例の一部改正についてでございます。

この交流センターにつきましては、現在の指定管理期間が平成26年3月をもって終了いたします。このことに伴いまして、昨年度、美祢市行政改革推進委員会から答申のありました使用料、手数料の見直しに関する方針に基づきまして、使用料を見直すことから、同条例の一部を改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表の別表をご覧ください。基本方針に基づき原価計算等を行いまして、使用料金の改正案をお示ししております。現行では、午前、午後、夜間、全日と区分けをしておりましたが、これを廃止いたしまして、1時間当たりの使用料として改正をしております。

各区分の使用料につきましては、別表にお示ししてのとおりでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第8号美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に議案第9号美祢市企業立地奨励条例の全部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） それでは、美祢市企業立地奨励条例の全部改正について、御説明させていただきます。議案書は9-1、9-2、9-3ページでございます。

このやびの改正は、企業誘致活動を推進していくにあたり、これまでの条例及び規則の中で、わかりづらい部分を整理するとともに、幅広い業種の企業進出や市内

事業所の事業拡大を応援し、併せて、山口県内では初めて、固定資産税に加え都市計画税も課税免除の対象とするなど、所要の改正を行うものであります。

具体的には、これまでの対象業種である物品製造、道路貨物運送、こん包、情報サービス業、自然科学研究、旅館業に倉庫業や卸売業、ソフトウェア業等を追加し、地域産業の活性化を図ろうとするものであり、これら対象業種については、県の対象業種に合わせたものとしております。

これにより、これまで県の優遇措置は受けられても、市の優遇措置が受けられないといった問題を解消できることとなります。

併せて、一定要件はあるものの市内に事業所を有している事業所が新設や増設、移設といった形で、生産能力の拡大や新しい分野への展開を行う場合についても、支援することが可能となります。

更に、先ほども申しましたが、県下で初めて都市計画税を課税免除することを明確化しました。これにより、これまで3年度間、固定資産税は課税免除となっておりましたが、都市計画税は払わないといけなかったというような進出企業にとって、本当に免除になっているのかどうか不明瞭な部分というところを取り除き、3年度間、土地や建物に係る税の支払いをなくすという、本当の意味での課税免除を実現することとなります。

加えまして、雇用奨励金については、これまでは、新規採用の方のみを対象としておりました。進出企業は、新設工場の稼働率をあげていくため一般的には他の工場から経験者を何人か異動させ、新規採用の方の指導等を行い、経験を踏ませ、レベルアップを図っていかれます。この場合、少なくとも2、3年は美祢市に住所を移されます。これまでは、この異動でこられた方は奨励金の対象外としておりましたが、この度、異動された方についても1年以上いらっしゃれば、奨励金の対象としております。

以上で説明を終わりますが、市長の提案説明にもありましたように、改正する箇所は今回のもので終わりであるとは思っておりません。今後も更なる企業誘致を推進していくため、必要であると判断できるものは改正手続きを踏んでいきたいと考えております。以上でございます。

委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、秋枝委員。



委員（秋枝秀稔君） お尋ねいたしますが、この度都市計画税条例も減免ということで、県下の立ち位置としては、美祢市はどのくらいの、一番有利という言い方でいいんでしょうか。どうでしょうか。いろいろなことを言うときに一番いいですよと、こういう言い方が出来れば一番いいですけど。

委員長（岩本明央君） はい、河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今の委員さんの御質問でございますけれども、美祢市の立ち位置がどの程度かということになりますと、県内の自治体においても、それぞれいろいろな形で優遇策を見い出されております。

土地の所有、建物の所有等につきましては、進出企業さんにおきましても、かなりの投資が必要になっております。そういった中、土地の所有につきまして、県と一緒に整備されました工業団地等につきましては、土地の取得に係る補助金というものを70%か80%、補助金としてお出しになられてるというような形のものもありまして、一概にどの部分で有利かということ、順位等はつけにくいものと思われまます。

ただ、この度の都市計画税を課税免除にするということにつきましては、県内で初めてと、全国的にも数少ない取り組みでございまして、明確に土地に係る税の部分について先ほど御説明いたしましたけど、3年度間は支払わなくていいですよというようなことを明確に打ち出しておりますので、ある意味進出企業さんにとりましては、有利性が見える部分ではなかろうかというように解釈しております。以上でございます。

委員長（岩本明央君） よろしいですか。そのほかございませんか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 今回の美祢市企業立地奨励条例全部改正ということで、若干この一般質問において、この辺のやりとりについてはお話をさせて来て頂いたところでございます。

今回のこの課税都市計画税の課税免除3年間ということでもあります。いずれにしても企業さんが進出、美祢市にするにあたって固定資産税3年間免除ですよといっても、実際今度そこが都市計画の範囲内であれば、結局そっちのほうでまた課税されて、固定資産税を減免してるその意味合いというのが、ないと言いますか、結局的には税金かかっているじゃないかという、そういった視点があったということで、

それを払拭させるためにここまで見込んで、実際この課税が企業進出に当たっては  
ありませんよという、こういった意思表示であったということを、私はこの今回の  
全部改正において認識しております。非常にいいことではないかと思っております。

そういったことで、今後この全国的にも第5条ありまして、この市長は指定事業  
者に対して、各号に掲げる奨励措置を行うことが出来るということで、固定資産  
税、都市計画税の課税免除3年間、雇用奨励金の交付、これ一人雇用するにあっ  
て20万円ということも記載されてますし、3番目に事業所の設置のための便宜の  
供与ということもあります。

問題は、これ以外に今も少しお話しされてましたけれども、更なる税金に対し  
て、税金なのかどうかちょっとわかりませんが、今後企業進出しやすいよう  
な、こういった対応も今後条例を改正するということが今お話しされました。それ  
は要するに企業を進出したくなるために、土地の価格の交渉で企業さんが入って来  
やすいような、こういった対応を今後条例に入れるのか、それとも交渉だけでやる  
んかどうか、この辺についての縦分けと言いますか、その辺についてはどのような  
御見解でしょうか、お尋ねします。

委員長（岩本明央君） はい、河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今の御質問につきましては、先般の一  
般質問の絡みがある部分だろうと思っております。進出する際に購入される土地に  
関する補助金等の制度の創出につきましては、この度のこの条例の中に新たに加え  
てという形ではなくて、特出しの補助金交付要綱が何かを制度化しまして、対応す  
る予定で考えております。以上でございます。

委員長（岩本明央君） よろしいですか。そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第9号美祢市企業立地奨励条例の  
全部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に議案第10号おもてなしのまち美祢観光振興条例の制定についてを議題いたします。執行部より説明を求めます。はい、綿谷観光振興課長。

総合観光部観光振興課長（綿谷敦朗君） それでは、議案第10号おもてなしのまち美祢観光振興条例について御説明いたします。議案書の10-1から10-5でございます。

まず、おもてなしのまち美祢観光振興条例の策定に係る審議経過について簡単に御説明いたします。

観光振興条例について、市長より美祢市産業振興推進審議会に諮問がなされ、美祢市産業振興推進審議会観光振興専門分科会委員9名でございます。この分科会で4回にわたり審議され、本年3月28日に答申を受けたところであります。

本条例の基本的な考え方は、近年、全国で観光をめぐる地域間競争は激化しており、本市も観光振興の取り組みを強化していかなければならない現状を踏まえ、観光振興施策の展開、受け入れ体制の充実、情報の発信、広域連携による誘客活動などにつきまして、一層取り組む必要があることから、魅力ある観光地の形成のための観光振興施策の総合的な推進を図ることにより、活力ある地域づくり、市民生活の向上に寄与するため、その基本となる事項を定めるものであります。

観光は、人と人のふれあいが大事であり、人材育成が重要であることから、市民、観光事業者、観光関係団体及び行政が相互的かつ一体的に連携を図り、おもてなしの意識を向上させる取り組みを行いまして、市全体の底上げを図ることを目的とした本市の顔となるおもてなしの構築を図り、併せて本市の持つ多彩な観光資源を後世に残す責務があり、自然環境の保全と活用のバランスが求められており、持続可能な観光を推進していくうえでも、観光旅行者に対し、環境保全に対する理解の増進を図ることも重要であると考えております。

このようなことが10-1ページでございます。おもてなしのまち美祢観光振興条例の前文のほうに記述をしております。

第1条目的から第7条の観光関係団体の役割まで、定義と基本理念、各役割、責務を記述した基本的な事項を掲げております。第8条から競争力の高い魅力ある観光地の形成から第23条までは、市の観光振興に対する方針を記述しているところ

でございます。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 今回この委員9名によりまして、おもてなしのまち美祢観光振興条例制定ということで、なかなかこの審議をされまして、23条まで作り込まれておりまして、非常に今までなかった部分のものをこの条例をつくり込んでおられるなということは、この文面から見て感じております。そういったところも、しっかりと今後とも観光旅行者の安全な確保など、さまざまな面でおもてなしに対する配慮というのがこの条例の中で窺えるところでございます。

今回こういった形でのおもてなしをこの条例をつくり込むことによって、この秋芳洞のこの入洞者の数というのがこういったおもてなしによって、多少なりとも増えていくのかどうか、それとは全然別個であるのかどうか、この辺の意味合いについて御説明をお願いしたいと思います。

委員長（岩本明央君） はい、綿谷観光振興課長。

総合観光部観光振興課長（綿谷敦朗君） 只今の委員の御質問に対しお答えを申し上げます。おもてなしは、美祢市の観光振興を図る上で一番基礎的なところだと考えております。また訪れたい観光地として思ってもらえるような魅力ある観光地づくり、これはおもてなしが全ての基本であると考えております。従いまして、このおもてなし美祢市の顔となるおもてなしを構築することによりまして、秋芳洞、秋吉台への観光客の増加が見込めるというふうに判断してるところであります。以上でございます。

委員長（岩本明央君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 秋芳洞のこの入洞、秋吉台のこういったところに訪れるということにおいては、おもてなし条例をしっかりと作り込んでいくことは大事ということを説明を受けました。

一昨日ですか参議院議員の方と一緒にですね、この秋芳洞、美祢観光協会等訪れて、いろんな日本が観光立国として、今後海外から多くの方を受け入れて行かねばならないということで、今回の秋芳洞を視察をされました。私もしっかりと案内をしてですね、皆さんのさまざまな要望等を聞いて来たわけでございます。その中に

あって秋芳洞入洞者60万人、実際中に入って、実際見られて、声を「わっすごい  
のう」とかそういった声をお聞き、そんなに多く観光された方おられたんですけ  
ど、そういった声をかなり聞きましたね。それだけ魅力のある秋芳洞ということも  
いえます。

50年代後半198万ですか、そこまで来て実際現在は60万人前後ということ  
で、そういった方がどんどん来られて、ある程度今後人口が減少、そして一度も二  
度も来られている方もおられる。そういった中であってこの60万人がこの秋芳  
洞、秋吉台に来られるということは、これはすごいとだなということを言われてお  
りまして、これをどんどん増やすというのではなくて、そういった中であって、こ  
の世界ジオパーク認定ということで、今後設定が目標等があると思いますけれど  
も、今後100万人とかよっぽどのことがない限り、私はもうなかなか大変ではな  
いかと思っております。

そういった面におきまして、いかに60万、目指せ世界ジオパークでも70万に  
なれば本当にすごいことだなと、そういう私はお話を聞きました。そういったとこ  
ろのもの、こういった今回のこういったおもてなし条例を作り込みながら、今後の  
観光客を受け入れる目標設定というのはどの程度のなのか、そういったものがちょ  
っとあるかどうかお尋ねしたいと思います。

委員長（岩本明央君） はい、綿谷観光振興課長。

総合観光部観光振興課長（綿谷敦朗君） 只今の御質問にお答え申し上げます。第  
1次美祿市総合計画におきまして、観光交流人口の目標値を掲げております。これ  
は美祿市全域を訪れた方の観光交流人口ということでございまして、平成26年に  
200万人を達成するという目標を掲げておりますので、今これに向かって努力を  
してるところでございます。以上でございます。

委員長（岩本明央君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） それは別に美祿市全域を観光で来られるということでありま  
すけれども、秋吉台、秋芳洞、こちらのほうに入洞されるその辺の設定というの  
は、目標設定というのはあるのでしょうか。

委員長（岩本明央君） はい、綿谷観光振興課長。

総合観光部観光振興課長（綿谷敦朗君） 只今の御質問でございます。秋芳洞、大  
正洞、景清洞合わせまして、約65万人を目標に掲げているところでございます。

以上でございます。

委員長（岩本明央君） よろしいですか。ほかにございませんか。はい、荒山委員。

委員（荒山光広君） 今、美祢市観光振興条例が制定されるということで、これは非常にいいことだろうと思いますが、5条に市民の役割というところが3項目ほどあります。観光事業者、行政、それから観光関係団体等については、いろんな形で観光に関する意識の高揚、おもてなしの心の醸成というものは、いろいろと方策があるかと思いますが、市民の役割の3項目について、これは理想ではありますけれども、具体的にですね、この条例に沿って市はいろんな方策をとるというふうになっておりますけれども、市民のそういった意識の醸成といいますか、高揚といいますか、その辺について、いろんなジオパークもありますし、機会を通じてやられるとは思いますが、実際に観光地のあるところ、あるいは観光に関連しておられる方については、意識も高まるんじゃないかなと思いますけれども、なかなか現実問題、一般の市民の皆さんが、その観光についておもてなしの心を十分に理解出来るかどうかというのは非常に課題が多いと思いますけれども、その辺についてのお考えがもしあればお聞かせいただきたいと思います。

委員長（岩本明央君） はい、綿谷観光振興課長。

総合観光部観光振興課長（綿谷敦朗君） 市民の方へ、市民の役割ということで周知といいますか、皆さんに知っていただくためには、今年度美祢市観光協会に委託する事業の中で、おもてなし講座等を開催していただくようにしております。また今現在、秋芳洞、大正洞、景清洞でございますが、これは市民を無料としております。これは、美祢市の代表的な観光資源でありますこの三洞を知っていただきたい、知っていただいて広めていただきたいということでありますので、前文のほうにも書いてございます市民が地域の資源を理解するという一つの方策だというふうに考えております。先ほど申しました美祢市観光協会のおもてなし講座のほうも、広く募集をかけまして、皆様の参加を頂けるようにちょっとアイデアを出したいというふうに思っております。以上でございます。

委員長（岩本明央君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 今、綿谷課長のほうから御説明したとおりなんですけど、ちょっと質問の時におっしゃった、今我々美祢市はジオパークを目指しておると。これ

は観光立市を目指す上でも、非常に大事なこの事業、施策としてやってるわけですが、そちらのほうの立場から言えば、今年度美祿検定を行うということですね。今回提案しております条例の第5条おっしゃったですね、市民の役割、第5条の第2項に、市民は地域に誇りと愛着を持ち、地域の観光資源に関する知識の向上を図り、地域における観光振興に関する取り組みに参画するように努めるということですね。これをもって外から入られた方に、美祿市民の方々が自分の身近なところとか、市内のいろんな資源、それから自然等ですね、それから人の営みについて広く認識を込めていただいて、そのことに誇りを持って、愛着を持って、市外から入られた方に丁寧に説明をしていただくということですね。こういうことがおもてなしに繋がろうと思っております。

それで市外から入られた方は、美祿は素晴らしいとこだと、市民が誇りを持って、自分が住んでいるところに誇りを持っているということは、そういうことはダイレクトに相手に伝わりますから、その誇りは必ずや入られた方に気持ちは通じると思いますので、美祿検定なんかも大きな役割を果たすというふうに思っております。以上です。

委員長（岩本明央君） よろしいですか。そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第10号おもてなしのまち美祿観光振興条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。10時25分まで休憩をいたします。

午前10時14分休憩

.....  
午前10時25分再開

委員長（岩本明央君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に議案第11号美祿市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に

ついて及び議案第12号美祢勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、このふたつを一括議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） それでは、美祢市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正及び美祢勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、一括で御説明させていただきます。

このたびの改正は、昨年度美祢市行政改革推進委員会より使用料、手数料の見直しについての答申がなされたことを受け、それぞれ所用の改正を行うものであります。

両施設については、平成26年3月末をもって指定管理期間が満了することに伴い、今年度指定管理者を公募する必要性があることから、公募に備えるものであります。

参考資料の新旧対照表の別表をごらんいただきたいと思います。資料については15、16、17、18になります。使用料の改正をお示ししております。現行では、午前、午後、夜間、全日と区分けしておりましたが、これを廃止し、一時間当たりの使用料として改正しております。各区分の使用料につきましては、別表に示すとおりでございます。以上で説明を終わります。

委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第11号美祢市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号美祢勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。



本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に議案第2号平成25年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、西山市民課長。

市民福祉部市民課長（西山宏史君） 議案第2号平成25年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

まず歳出予算でございますが、補正予算資料の2-10、2-11ページをお開きください。

1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費の委託料について、161万7,000円の増額補正を計上しております。これは、特定世帯等に係る国保税の軽減特例措置の延長に対応するためのシステム改修に要する経費でございます。

次に歳入予算については、2-8、2-9ページをお開きください。

3款国庫支出金・2項国庫補助金・1目財政調整交付金において、特別調整交付金を歳出と同額の161万7,000円計上しております。

それから、2-2、2-3ページになりますが、歳入、歳出それぞれの予算額合計38億4,805万円にそれぞれ161万7,000円を増額し、歳入、歳出それぞれの予算額を38億4,966万7,000円とするものでございます。以上でございます。

委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第2号平成25年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり

り可決されました。

以上もちまして、本会議で本委員会に付託されました議案 8 件につきましての審査を終了いたしました。

その他委員さんから何かございましたら、ご発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(岩本明央君) それではないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

午前 10 時 32 分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成 25 年 6 月 17 日

教育民生建設観光委員長

岩本明央